

提出用

新 規	更 新	変 更	指 令	日 和	建 年	占 年	第 月	号 日
			令 和		年		月	日

# 道路占用協 許可申請書

(あて先)日 高 市 長

〒  
住所 .....  
氏名 .....  
担当者 .....  
TEL .....  
.....

道路法 第32条 の規定により 許可を申請 します。  
協 議

占用の目的								
占用の場所	路線名	市道			号線	車道 ・ 歩道 ・ その他		
	場所	地先から地先まで						
占用物件	名称		規模		数量			
占用の期間	許 可 日 間				占用物件の構造			
	令和	年	月	日				
工事の時期	工 事 日 間				工事実施の方法			
	令和	年	月	日				
道路の復旧方法					添付書類	案内図、平面図、公図 縦断図、横断図、構造図、その他 ※各図面には縮尺を記入すること。		
令和 . . . . . 起 案					簿冊名		保存年限	
令和 . . . . . 決 裁					道路占用許可関係書		永	
市長				副市長				
部長			建設課長		主幹		主査	
合 議								起 案 者
決裁後供覧								公 印

申請者控

道路占用協許可申請書

新 規	更 新	変 更	指 令	日 和	建 年	占 月	第 日	号
			令	和	年	年	月	日

(あて先)日高市長

〒  
住所  
.....  
氏名  
.....  
担当者  
.....  
TEL  
.....

道路法第32条第35条の規定により許可を申請協議します。

占用の目的							
占用の場所	路線名	市道			号線	車道・歩道・その他	
	場所	地先から地先まで					
占用物件	名称			規模		数量	
占用の期間	許可日から				間	占用物件の構造	
	令和	年	月	日まで			
工事の時期	令和				間	工事実施の方法	
	令和	年	月	日まで			
道路の復旧方法					添付書類	案内図、平面図、公図 縦断図、横断図、構造図、その他 ※各図面には縮尺を記入すること。	

記入要領

- 「許可申請協議」、「第32条及び「許可を申請協議」については、該当するものを○で囲むこと。
- |        |        |        |
|--------|--------|--------|
| 新<br>規 | 更<br>新 | 変<br>更 |
|--------|--------|--------|

 については、該当するものを○で囲み、更新・変更の場合には、従来の許可書又は回答書の番号及び年月日を記入すること。
- 申請者が法人である場合には、「住所」の欄には主たる事務所の所在地、「氏名」の欄には名称及び代表者の氏名を記載するとともに、「担当者」の欄に所属、氏名を記載すること。
- 変更の許可申請にあっては、関係する欄の下部に変更後のものを記載し、上部に変更前のものを()書きすること。
- 「占用の目的」欄には、占用物件を設置する理由を具体的に記載すること。
- 「場所」の欄には、地番まで記載すること。占用が2以上の地番にわたる場合には、起点と終点を記載すること。「車道・歩道・その他」については、該当するものを○で囲むこと。
- 「占用物件」欄には、占用物件の名称、規模(数量の内訳)、数量を記載すること。
- 「占用物件の構造」欄には、占用物件の材質等を記載すること。なお、図面により示す場合はその旨を記載すること。
- 「工事実施の方法」欄には、自己施工・請負施工の別及び道路の掘削を伴う場合は開削・推進・シールド等の別を記載すること。
- 「道路の復旧方法」欄には、道路の復旧が必要な場合に、現在の道路機能と同等に復旧する内容を記載すること。なお、図面により示す場合は、その旨を記載すること。
- 「添付書類」の欄には、道路占用の場所、物件の構造等を明らかにした図面その他必要な書類を添付した場合に、その書類名を記載すること。
- 各記入事項のうち、当該欄へ記載しきれない場合は、別紙に記載して本書へ添付すること。
- ※ 更新許可申請の場合は、添付図書のうち縦断図・横断図・構造図を省略することができます。
- ※ 本申請書は4部複写になっているのでボールペンで強く書いてください。
- ※ 「占用の期間」の欄は、記入しないこと。

交付用

# 道路占用許可書

指令日建占第 号  
令和 年 月 日

〒  
住所 .....  
氏名 .....

令和 年 月 日付けで申請のあった道路占用については、  
下記にとおり許可回答する。 日 高 市 長 ㊟  
記

占用の目的					
占用の場所	路線名	市道	号線	車道 ・ 歩道 ・ その他	
	場所	地先から地先まで			
占用物件	名称	規模	数量		
占用の期間	令和 年 月 日 から	許可日	間	占用物件の構造	
	令和 年 月 日	まで			
工事の時期	令和 年 月 日 から	間	工事実施の方法		
	令和 年 月 日	まで			
道路の復旧方法				占用料	○初年度 円 ○減額 ○無料 年額 円 ○免除
				(納入期限)別途発行する納入通知書に指定する期限	

**許可・回答条件**

- ・ 工事に着手しようとするとき及び工事が完了したときは、ただちに別添の着手・竣工届を提出すること。なお、竣工図にあっては、施工前・施工中・施工後の写真を添付すること。
- ・ 道路に関する工事のため、市長から占用物件の除去、移転又は改築の命令を受けたときは占用者の負担で義務を履行すること。
- ・ 占用期間中は、占用物件の管理を適切に行い、道路の構造及び交通に支障を与えないこと。
- ・ 工事に起因した苦情及び第三者への損害は、占用者の責任において解決すること。
- ・ 工事に起因して道路及び既設工作物を汚損又は損傷したときは、占用者の負担で原形に復旧すること。
- ・ 工事現場には、さく又はおおいを設け、夜間は赤色燈又は黄色燈を設置すること。また、交通の危険防止のため道路標識その他工事標示を完備すること。
- ・ 道路の横断工事は原則として推進工法として周囲に空隙の生じないように施工すること。
- ・ さく進穴を掘さくする際は、周囲に矢板を打ち込み土砂の崩壊防止を施すこと。
- ・ 一日工程の掘さくは当日中に埋戻し確実につき固め、道路を一般交通に開放しなければならない。
- ・ 道路の復旧は市長の指示により確実にを行うこと。
- ・ 工事等により妨害や支障を及ぼすおそれのある商店、工場、自動車所有者等があるときは、工事の着工前通知する等、無用の紛議を起ささないよう配慮すること。
- ・ 工事等に使用する面積は、最小限度にとどめること。
- ・ 工事は交通量の最も少ない時（ 午 前 時～ 午 前 時 ） に行うこと。
- ・ 道路占用を廃止しようとするときはあらかじめ市長へ申し出て、原状回復の方法及び時期について指示を受けること。

**教 示**

この道路占用許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、日高市長に対して、異議申立することができる。

市  
控

# 道路占用許可回答書

指令日建占第 号  
令和 年 月 日

住所 〒 .....  
氏名 .....

令和 年 月 日付けで申請のあった道路占用については、  
下記にとおり許可回答する。 日 高 市 長 印

記

占用の目的					
占用の場所	路線名	市道	号線	車道 ・ 歩道 ・ その他	
	場所	地先から地先まで			
占用物件	名称	規模	数量		
占用の期間	許可日から	間	占用物件の構造		
	令和 年 月 日	まで			
工事の時期	令和 年 月 日	から	工事実施の方法		
	令和 年 月 日	まで			
道路の復旧方法			占用料	○初年度 円 ○減額 ○無料	
				年額 円 ○免除	
(納入期限)別途発行する納入通知書に指定する期限					

許可・回答条件

- ・ 工事に着手しようとするとき及び工事が完了したときは、ただちに別添の着手・竣工届を提出すること。なお、竣工図にあっては、施工前・施工中・施工後の写真を添付すること。
- ・ 道路に関する工事のため、市長から占用物件の除去、移転又は改築の命令を受けたときは占用者の負担で義務を履行すること。
- ・ 占用期間中は、占用物件の管理を適切に行い、道路の構造及び交通に支障を与えないこと。
- ・ 工事に起因した苦情及び第三者への損害は、占用者の責任において解決すること。
- ・ 工事に起因して道路及び既設工作物を汚損又は損傷したときは、占用者の負担で原形に復旧すること。
- ・ 工事現場には、さく又はおおいを設け、夜間は赤色燈又は黄色燈を設置すること。また、交通の危険防止のため道路標識その他工事標示を完備すること。
- ・ 道路の横断工事は原則として推進工法として周囲に空隙の生じないように施工すること。
- ・ さく進穴を掘さくする際は、周囲に矢板を打ち込み土砂の崩壊防止を施すこと。
- ・ 一日工程の掘さくは当日中に埋戻し確実につき固め、道路を一般交通に開放しなければならない。
- ・ 道路の復旧は市長の指示により確実に行うこと。
- ・ 工事等により妨害や支障を及ぼすおそれのある商店、工場、自動車所有者等があるときは、工事の着工前通知する等、無用の紛議を起こさないよう配慮すること。
- ・ 工事等に使用する面積は、最小限度にとどめること。
- ・ 工事は交通量の最も少ない時（午後 時～午後 時）に行うこと。
- ・ 道路占用を廃止しようとするときはあらかじめ市長へ申し出て、原状回復の方法及び時期について指示を受けること。

教 示

この道路占用許可について不服がある場合は、この許可があったことを知った日の翌日から起算して60日以内に、日高市長に対して、異議申立することができる。